

日本における文化財「活用」概念の成立

THE FORMATION PROCESS OF THE CONCEPT OF THE
"USE OF CULTURAL PROPERTY" IN JAPAN

伊藤 文彦（鈴鹿大学 / 三重県）

ITO FUMIHIKO (SUZUKA UNIVERSITY / MIE PREFECTURE)

筈島 大悟（文化学園大学）

OSAJIMA DAIGO (BUNKA GAKUEN UNIVERSITY)

文化財活用 / USE OF CULTURAL PROPERTIES

文化財保護法 / THE LAW FOR THE PROTECTION OF CULTURAL PROPERTIES

活用の 4 要素 / FOUR ELEMENTS OF THE USE OF CULTURAL PROPERTIES

1. 研究の背景と目的

近年、文化財活用に関する施策の展開や議論が盛んである。文化庁は、平成27年3月には『文化財の効果的な発信・活用方策に関する調査研究事業報告書』を刊行し¹⁾、平成27年度からは日本遺産事業を開始²⁾、平成28年には「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」を公表して文化財を「観光資源」と定義し、「文化財をコストセンターからプロフィットセンターへ転換させる」とした³⁾。平成30年には地方創生や地域経済活性化への貢献を念頭に文化財保護法を改正し⁴⁾、さらに令和2年には、文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律を施行した⁵⁾。このように、近年文化庁は文化財を観光資源とみなした「活用」を推進しており、それに伴う経済的な効果を期待していると見られる。

これに呼応して、文化財の「活用」をめぐる議論も盛んである。まず、文化財の活用とは文化財の価値を損なわない限りにおいて文化財の価値ないし効用を享受することとするもの⁶⁾など、保存と活用のバランスを主張するものは早くからみられ、実際の活用方法を紹介する記事は多く見られる。これらは、活用の「方法」に注目した論考と見ることができる。

また、活用には地域振興にかかる多様な効果が期待されるとするもの⁷⁾や、個性的な地域づくりの基礎

となると指摘するもの⁸⁾、文化財を観光ビジネスの商材と主張するもの⁹⁾、史跡等について観光資源化を図る研究^{10)、11)}、地域振興や観光振興を含め、今後「活用」は多方面に展開するべきと主張するもの¹²⁾もみられる。これらの論考はいずれも活用の「効果」に注目した論考と見ることができる。

一方で、宗教的遺産は観光商品化によって宗教的価値から変容することを指摘する論考¹³⁾や、無形民俗文化財について地域住民と観光客との間での認識する価値の乖離があるとする研究¹⁴⁾などがみられる。これらは、文化財の価値付けとは異なる価値を文化財に対して見出していることを指摘しており、いわば「価値」に注目した論考と見ることができる。

さらに、遺産観光では文化遺産が本来有していた役割を今日においても体験できるような内容にすることで文化遺産の価値は観光者に認識されるとする研究¹⁵⁾や、文化財の価値を「文化遺産が本来有していた役割や意味」とし、観光者が体験・体現することで良好な観光コンテンツとなるのみならず、文化遺産の構成要素が相互にいかなる関係性をもつか明示できることを示唆する研究がある^{16) 17)}。これらは、「価値」と「方法」、「効果」を複合的に捉えた研究といえる。

こうした先行研究からは、文化財の「活用」とは、(法的保護下にある) 文化財という対象を、文化財に見出された何らかの価値(この場合は必ずしも文化財

の価値付けに沿った価値認識とは限らない）に基づき、何らかの方法によって、保存以外の何らかの効果を得るものであると整理することができる。すなわち、

〔対象文化財（価値）×方法 → 効果〕

という一連の流れを「活用」として整理することができよう。つまり、文化財の活用について論じる場合には、これら活用の4要素（対象、価値、方法、効果）に注目して整理を行う必要があると思われる。

また、これまでの研究では、文化財保護法の成立段階において「活用」がいかなる事柄を想定していたのかについて、ほとんど議論がされてこなかった。管見では、わずかに松田陽¹⁸⁾ や文化庁¹⁹⁾ が「公開」が想定されていたと指摘するにとどまっている。今、あらためて戦前から文化財保護法の成立段階にかけて、文化財の「活用」がいかなるものとして捉えられていたのか、文化財保護法が成立した後の状況も見据えつつ論じることは、今後、文化財活用の議論を学術的に進めていくにあたって、意義あることと考えられる。本稿は、以上の認識に基づき、文化財の「活用」の概念がいかに成立したかについて、主に帝国議会および国会での議論からその経過を明らかにすることを目的とする。

研究方法は、まず、帝国議会・国会の議事録検索システムから、古社寺保存法、史蹟名勝天然紀念物保存法、国宝保存法、重要美術品等ノ保存ニ関スル法律、文化財保護法の制定にかかる議論を抽出した。また、文化財保護法制定にいたる第二次世界大戦後の議論を把握するため、昭和20年8月15日から昭和24年3月31日までの期間における、国宝・重要美術品・史蹟・名勝・天然紀念物に関する議論を抽出した。そのうえで、法律の立案者、制度の運用者の意図を把握するため、建議案や法律の提案者、法律修正案の提案者、大臣・政府委員の発言を抽出し、それらの中から「活用」に関係すると見られる発言を整理した。最後に、各段階での代表的な発言を選び、詳細に検討した。

なお、本稿では、古社寺保存法、史蹟名勝天然紀念物保存法、国宝保存法、重要美術品等ノ保存ニ関スル法律、文化財保護法により保護の対象となった物件を「文化財」と表記し、それら対象に対して何らかの価

値を見出し、何らかの方法によって保存以外の効果を得ようとする一連の流れを「活用」と表記する。そのため、「文化財」「活用」という語が論述の都合上、文化財保護法以前の記述においても使用する場合があることを予め了解されたい。

2. 文化財の「活用」にかかる議会議論

（1）古社寺保存法にかかる議論

日本において帝国議会開設後にはじめて制定された文化財保護にかかる法律が古社寺保存法である。法律の制定にあたっては、まず明治28年3月に古社寺保存ニ関スル建議案が衆議院で可決され、その後、明治30年1月、政府提案により法案が貴族院へ提出された。貴族院での議論によって大幅に修正が加えられ可決後衆議院へ送付、法律は成立した。古社寺保存法を巡る議論においては、全部で5件の発言が認められた。

まず、明治28年3月の衆議院における古社寺保存ニ関スル建議案の審議において、特別委員会委員長代理として登壇した土居光華は次のように発言する。

……丁度此美術工芸等ヲ以テ此日本ノ貿易品ヲ外国へ売出スコトヲ盛ニセウノト云フノニ、此古社寺ノ保存ノ必要ナノハ、丁度書家画家ニ粉本古法帖ノ必要ナルトモ違ハヌノデゴザイマス……外国人ガ此日本ノ古社寺、即チ此日本ノ古社寺ニ遺ツテ居ル所ノ美術ヲ見ニ来ルタメニ、年々日本へ入来ル所ノ外国人ガ、二千人ハ確カアルト云フコトデゴザイマス……日本ヘ純益ノ落チルモノダケニシマシテモ、先ヅ四十万円位ハ日本ノ古社寺ノタメニ残ラウカト云フスウ云フノデゴザイマス……（表1-1）

土居は、古社寺の保有する美術工芸品に対して新たな美術品創作のための手本となり、それが貿易振興につながること、またこれら美術工芸品を公開することで外国人客を誘致でき、それを資金とすれば古社寺保存へつながることを述べている。つまり、建議案を審議した特別委員会は、文化財の模倣による芸術振興とそれに基づく貿易振興、公開による観光振興とその効果による保存促進を意図していたものと考えられる。

〔工芸品（見本）× 模倣 → 芸術振興 → 貿易振興〕

表1 帝国議会・国会における文化財活用に関する法律制定者・運用者の発言

番号	年月日	議会回次	院	本会議/委員会	発言者	発言者の立場	議題	発言要旨
1	M28.3.4	第8回帝国議会	衆議院	本会議	土居光華	古社寺保存二閣スル建議案ノ特別委員会委員長	古社寺保存二閣スル建議案	美術品を見本とすることによる美術の振興と新たな作品の輸出による貿易振興、来日外国人の経済効果による古社寺保存の促進
2	M30.1.19	第10回帝国議会	貴族院	本会議	三崎龜之助	政府委員	古社寺保存法案	美術の模範、学術の標本にすることによる美術振興、学術振興本邦等を法要に供することによる社寺の威儀保持
3	M30.3.9	第10回帝国議会	貴族院	本会議	平山成信	特別委員(法案修正案報告者)	古社寺保存法案	博物館へ出品することによる補給金の獲得祭典法要で利用する物品は出展しない
4	M30.3.9	第10回帝国議会	貴族院	本会議	富井政章	特別委員(法案修正案報告者)	古社寺保存法案	博覧会・展覧場への出展、本草を祭典法要で利用
5	M30.3.13	第10回帝国議会	衆議院	本会議	三崎龜之助	政府委員	古社寺保存法案	公益上國家が収用し保存する
6	M44.3.15	第27回帝国議会	貴族院	本会議	三宅秀	建議案提出者	史蹟及天然記念物保存に関する建議案	博物館へ出品することによる補給金の獲得保存することで國の利益、國際的利得を得る歴史上関係ある所を徵知することは人心に感動を与える
7	M44.3.18	第27回帝国議会	衆議院	本会議	宮古啓三郎	建議案提出者	史蹟及天然記念物保存に関する建議案	歴史上、學術上、風致上関係のある物は記念、考証となる
8	T8.3.10	第41回帝国議会	貴族院	本会議	水野鍊太郎	法案提出者	史蹟名勝天然記念物保存法案	史蹟名勝、其他各般の紀念物には歴史上由緒があり、國家の精華ともみられる価値を持つものがあり、國の歴史を傳び、國家の精華を發揚し國民性を涵養する効果がある
9	T8.3.19	第41回帝国議会	衆議院	外客ノ招致及接遇ニ閣スル建議案外一件委員会第3回	山縣治郎	政府委員内務省參事官	史蹟名勝天然記念物保存法案	法律の期待する効果は、學術の参考や、歴史の教育もあるが、國体を維持し國民性を涵養することが中心、觀覽させて觀覽料を徴収する
10	S4.2.14	第56回帝国議会	衆議院	本会議	勝田主計	國務大臣文部大臣	國宝保存法案	國宝は文化や國民精神の涵養の効果がある、海外に移出・輸出させない、博物館などに陳列させる、地方博物館の設置
11	S4.2.21	第56回帝国議会	衆議院	國宝保存法案委員会	山崎達之輔	政府委員文部政務次官	國宝保存法案	出陳させることで補給金(賠償金)を支払う
12	S4.2.23	第56回帝国議会	衆議院	國宝保存法案委員会	山崎達之輔	政府委員文部政務次官	國宝保存法案	出陳させ鑑賞させる
13	S4.3.7	第56回帝国議会	貴族院	國宝保存法案委員会	萩野伸三郎	説明員文部省嘱託	國宝保存法案	補給金をだし出陳することで、保護の効果、社会政策上の効果がある
14	S4.3.7	第56回帝国議会	貴族院	國宝保存法案委員会	山崎達之輔	政府委員文部政務次官	國宝保存法案	寺社の國宝は尊信の念と結びついている、個人所有の國宝を強制的に出陳させない
15	S4.3.11	第56回帝国議会	貴族院	國宝保存法案特別委員会	山崎達之輔	政府委員文部政務次官	國宝保存法案	寺社の宝物は尊信の念と結びついている
16	S4.3.11	第56回帝国議会	貴族院	國宝保存法案特別委員会	萩野伸三郎	説明員文部省嘱託	國宝保存法案	博物館で出陳することは文化の教育上の効果がある
17	S4.3.12	第56回帝国議会	貴族院	本会議	山崎達之輔	政府委員文部政務次官	國宝保存法案	信仰の念、尊信の念を國宝指定することで傷つけないよう配慮する、信仰と関係ない部分は売却して金銭をえることも可能
18	S8.3.16	第64回帝国議会	衆議院	本会議	鳩山一郎	國務大臣文部大臣	重要美術品等ノ保存二閣スル法律案	歴史上又は美術用特に重要な価値のある物件を國内に存置することで學術研究、國民精神作興、美的情操涵養の効果がある
19	S8.3.17	第64回帝国議会	衆議院	重要美術品等ノ保存二閣スル法律案委員会	東郷實	政府委員文部政務次官	重要美術品等ノ保存二閣スル法律案	歴史上、美術上特に重要な価値のある物件を國内に存置することで、學術研究、國民精神作興、美的情操涵養、美術工芸の発達の効果がある、日本美術を輸出することで日本への認識をえる効果はあっても無制限な輸出は好ましくない、日本美術を日本国内に存置することで外国人の誘客につながる効果があつたとしても、それはこの法律の意図ではない、美術は日本民族の誇りであり國民に認識させ理解させることは教育でも重要
20	S8.3.17	第64回帝国議会	衆議院	重要美術品等ノ保存二閣スル法律案委員会	下村壽一	政府委員文部省宗教局長	重要美術品等ノ保存二閣スル法律案	博物館に美術品を置き、一般民衆に觀覽させて美術情操の涵養に努める
21	S8.3.20	第64回帝国議会	貴族院	本会議	鳩山一郎	國務大臣文部大臣	重要美術品等ノ保存二閣スル法律案	歴史上又は美術上特に重要な価値のある物件を國内に存置することで學術研究、國民精神作興、美的情操涵養の効果がある
22	S8.3.22	第64回帝国議会	貴族院	重要美術品等ノ保存二閣スル法律案特別委員会	鳩山一郎	國務大臣文部大臣	重要美術品等ノ保存二閣スル法律案	歴史上、美術上特に重要な価値のある物件を國内に存置することで、學術研究、國民精神作興、美的情操涵養上、美術工芸の発達の効果がある
23	S8.3.22	第64回帝国議会	貴族院	重要美術品等ノ保存二閣スル法律案特別委員会	下村壽一	政府委員文部省宗教局長	重要美術品等ノ保存二閣スル法律案	美術品は我が國文化の結晶、祖先の大切な遺産、欧米の展覧会に出品し我が國の文化を紹介する、我が民族祖先の作った文明の遺産で、美術の点、學術の研究、國民精神の涵養、将来の芸術の発達につながる、私有財産としての譲渡を制限しない
24	S8.3.23	第64回帝国議会	貴族院	重要美術品等ノ保存二閣スル法律案特別委員会	下村壽一	政府委員文部省宗教局長	重要美術品等ノ保存二閣スル法律案	現代美術を輸出することで、文化の紹介、貿易上の効果を得る
25	S8.3.23	第64回帝国議会	貴族院	重要美術品等ノ保存二閣スル法律案特別委員会	鳩山一郎	國務大臣文部大臣	重要美術品等ノ保存二閣スル法律案	私有財産の制限を小範囲に留める
26	S22.8.1	第1回国会	衆議院	文化委員会	加賀山之雄	運輸事務官	国立公園及び緑化事業に關し、政府委員より説明聽取	天然記念物や史跡を整備することで、觀光資源の維持の効果
27	S22.8.30	第1回国会	衆議院	本会議	森戸辰男	國務大臣文部大臣	重要美術品の保存に関する緊急質問	美術品を日本国内で鑑賞することで、日本人と外国人の日本理解の効果、文化国家建設に資する
28	S22.9.22	第1回国会	参議院	文化委員会親光事業に関する小委員会	兵藤清	説明員文部事務官社会教育局文化課	觀光事業に関する調査	一般に公開することで、我々の文化財という観念を国民に持たせる、国民に親しませる
29	S22.11.11	第1回国会	参議院	文化委員会	森戸辰男	國務大臣文部大臣	派遣議員の報告国宝等の保存行政に関する件	日本の文化が保存され評価され尊重される、美術品が日本国民の新しい文化創造のために働く、美術品、芸術品として利用できるように十分注意する、国宝等を国民が鑑賞できるようにする、国宝等は国立博物館で購入する
30	S22.11.11	第1回国会	参議院	文化委員会	柴沼直	政府委員社会教育局長	派遣議員の報告国宝等の保存行政に関する件	住宅や寺院の本来的な使用は望ましくない、郷土芸能の振興会を作り、地方芸能を保存、奨励、展示
31	S23.1.27	第2回国会	参議院	本会議	森戸辰男	國務大臣文部大臣	國務大臣の演説に関する件	国宝等を国民が十分に鑑賞できて、我国の文化水準が上る
32	S23.7.1	第2回国会	衆議院	文化委員会	小林行雄	説明員文部事務官	伊能君忠敬記念館設置並びに旧宅修繕費国庫補助の請願	史蹟・国宝建造物に関連する資料を収集し付近に博物館を設立することで顕彰できる

33	S24. 4. 8	第5回国会	衆議院	文部委員会	柴沼直	政府委員 社会教育局長	国宝保存に関する件	国宝の出陳について宗教的に寺から動かさないものは除外する
34	S24. 4. 8	第5回国会	衆議院	文部委員会	高瀬莊太郎	国務大臣 文部大臣	国宝保存に関する件	宗教的な立場を考慮、尊重しながら保存を考える
35	S24. 4. 19	第5回国会	参議院	文部委員会文化 小委員会	竹内敏夫	専門員 (法律制定補助者)	国宝及び重要美術品等の保存に関する諸法律の改正点に関する件	利用、公開、公演によって文化的な国民的教養の向上を図る無形の文化財は公開する機会を与えて国民の文化的向上を図る国宝を国外へ輸出することで国際的な文化交流により日本の文化国家が世界文化の進展に貢献する
36	S24. 4. 19	第5回国会	参議院	文部委員会文化 小委員会	鈴木憲一	委員 (法律提案者)	国宝及び重要美術品等の保存に関する諸法律の改正点に関する件	この法律の目的には利用が含まれているので、「保存」ははじまない
37	S24. 4. 19	第5回国会	参議院	文部委員会文化 小委員会	竹内敏夫	専門員 (法律制定補助者)	国宝及び重要美術品等の保存に関する諸法律の改正点に関する件	利用の面を強調するにあたって、文化を統制的指導的にすることは文化の本質からはずれる
38	S24. 4. 22	第5回国会	参議院	文部委員会	竹内敏夫	専門員 (法律制定補助者)	文化小委員長の 国宝及び重要美術品に関する一般調査について 報告	国宝を公開することで国民の文化的な教養の発展につながる 公開する場合は国家が公開の費用を負担
39	S24. 5. 21	第5回国会	参議院	文部委員会	鈴木憲一	委員 (法案提案者)	文化財保護法案	文化財を公開することで国民の文化的教養の向上を図る 国民の文化的遺産を必要に応じて公開することで文化国家建設に寄与し、世界文化の進行に貢献する 国民の文化的教養の向上のために、公開を勧告する
40	S24. 5. 21	第5回国会	参議院	文部委員会	梅津錦一	委員 (法案提案者)	文化財保護法案	文化財を公開して広く国民生活の中に浸透させる、文化財をいかしていく
41	S24. 5. 21	第5回国会	参議院	文部委員会	松野喜内	委員 (法案提案者)	文化財保護法案	文化財は文化のため、文教の普及のために活用する 文教の普及刷新に鑑み、文化財をより有効に教育に活用する
42	S24. 5. 21	第5回国会	参議院	文部委員会	高良とみ	委員 (法案提案者)	文化財保護法案	文化国家、平和国家として国民が守り、教育と共に世界の文運に貢献する基礎となる素材
43	S24. 5. 21	第5回国会	衆議院	文部委員会	鶴木亨弘	文部事務官(学校教育局次長)	中尊寺の学生團体見学禁止解除の請願	国宝とか、重要美術品、史跡、名勝天然記念物等に指定された教育的な価値のある神社、仏閣、教会などを見学することは、教育上もきわめて必要
44	S24. 5. 22	第5回国会	参議院	本会議	田中耕太郎	文部委員長 (法律提案者)	文化財保護法案	文化は祖国を救い人類に貢献するもの、文化は平和をもたらし平和は文化をもたらす、国民が民族の文化的遺産の価値を十分自覚認識し精神的の糧として消化する、外国の観光客に日本の真髄を認識させ、国民の持っている文化的遺産を公開することによって、その民族的遺産と民衆との接觸を図る、期間を限ってなされる出陳、或いは公開の勧告、及び出陳又は公開の場合において一定の給与金を支給する
45	S24. 5. 22	第5回国会	衆議院	文部委員会	田中耕太郎	参議院文部委員 長 (法律提案者)	文化財保護法案	文化財を十分利用することで、文化の価値を自覚、意識し、十分認識して、精神的の糧とし、強化する 国民の文化的遺産を公開することで文化的な遺産と民衆との接觸をはかる 期日を限って出陳、公開の勧告をし、給与金を支給する
46	S24. 5. 22	第5回国会	衆議院	文部委員会	松野喜内	参議院議員 (法律提案者)	文化財保護法案	文化財を文教に活用、利用する
47	S24. 9. 26	第5回国会	衆議院	文部委員会	福原忠男	法制局参事	国宝保存に関する法律案起草に関する件	国庫負担の有無にかかわらず出陳、公開の勧告・命令をする
48	S24. 9. 26	第5回国会	衆議院	文部委員会	西崎 恵	文部事務官 社会教育局長	法隆寺の國宝問題に関する件	宗教の神聖、寺院の尊厳を尊重しつつ、学术の必要を強調する
49	S25. 3. 24	第7回国会	参議院	大蔵委員会	山本勇造	文部委員長 (法律提案者)	富裕税法案	国宝に財産税が課されると所有者が点々とし、社会の活用ができなくなる
50	S25. 3. 24	第7回国会	参議院	大蔵委員会	平田敬一郎	大蔵省主税局長	富裕税法案	国宝等の中にも書画骨董に類するもので、金銭的価値のあるものがある
51	S25. 4. 24	第7回国会	参議院	地方行政委員会	岡本愛祐	地方行政委員長 (文部委員会修正案代読)	地方税法案	国宝、史跡名勝、天然記念物重要美術品は我が国の歴史の象徴、美術の模範として国民の珍重、愛惜の的であると共に、我が国文化の向上発展の基礎としてかけがえのないもの
52	S25. 4. 26	第7回国会	参議院	本会議	山本勇造	参議院文部委員 長 (法律提案者)	文化財保護法案	文化財を保存するため活用を図り、国民文化を保持するとともに、新しい文化の向ふを図るために努めなければならない
53	S25. 4. 30	第7回国会	衆議院	文部委員会	山本勇造	参議院文部委員 長 (法律提案者)	文化財保護法案	国宝等は国民の文化財であると考え、公開してもらうように努める、日本に類品が多くあれば、日本文化を海外に紹介するため輸出を認める

※表中、Mは明治、Tは大正、Sは昭和を表す。(例) M28.3.4 → 明治28年3月4日

※同一人物が同日の同一会議で複数回にわたりて発言している場合にはまとめて1件として整理している。

〔工芸品(観光対象) × 公開 → 観光振興

→ 古社寺保存促進〕

明治30年に至り、政府が提出した法案の審議では、
政府委員の三崎龜之助は、

……此職芸学芸其他ノ国ノチカラヲ發達セシムル材料ニ即チ模範標本ニ供センガタメニハ今日ニ之保存シテ必要アリト認メマシテ政府ハ今回当院ニ此法案ヲ提出シタ所以デゴザイマス…… (表1-2)

と述べており、芸術と学芸の振興による国力発達を活用の効果としていると考えられる。このように明治28年の段階では対外的な効果を、明治30年の段階では対

内的な効果を念頭に置いていると思われる。

〔工芸品(模範) × 模倣 → 芸術振興 → 国力発達〕

〔工芸品(標本) × 研究 → 学術振興 → 国力発達〕

また、法案第七条に国宝に指定された物件は博物館への出陳義務があるとされたが、仏像や仏具のような宗教関係の物品を博物館で展示することは宗教上好ましくないのではないかという質問に対して、三崎は、

……例ヘバ寺ノ本尊ニ為ツテ居ル物トカ或ハ法要ニ供サナケレバナラヌ物トカ云フヤウナ物ハ一切博物館ニ出サ、ナイ積デゴザイマス、要スルニ此義務ガアリマシテモ社寺ノ威靈ハ成ルタケ損セヌ積デ居ル

ノデゴザイマス（表1－2）

と答弁している。つまり、古社寺の保有する宝物のうち宗教的役割を担うものに対しては、これを本来の役割に基づいて使用し続けることにより、本来の効果である宗教的な効果を得られると考えていたと見られる。なお、第七条は貴族院において修正案が提出され、「但シ祭典法用ニ必要ナルモノハ此ノ限ニ在ラス」という但し書きが追加された。

〔仏像仏具（宗教的価値）×法要→社寺威靈〕

ところで、国宝に指定された場合、博物館へ出陳する義務を負わせることにしたのは、博物館での保存を念頭に置いたものであった。東京帝国大学法学部教授で貴族院議員を務め、古社寺保存法特別委員会委員で修正案を作成した富井政章はそれを明快に述べている。

……是ハ矢張土地収用法ナドト理届ハ同ジコトデ詰リ国家ノ公益上カラサウ云フ品物ハ成ルベク一己人ニ於テ擅ニ处分シテシマハナイヤウニシテ国ニ永久ニ存シテ置キタイト云フ目的カラ出テ居ルト思ヒマスカラ……（表1－4）

この発言からは、博物館への出陳は保存の方法であって活用の方法とは認識していないと見られる。なお、その後の衆議院での議論において三崎が、

博物館へ出品ヲシマスレバ、ソレニ附帶シテ鄭重ニ保存スルの途モ附キマス（表1－5）

と述べていて、政府も富井の見解に首肯している。

このように、古社寺保存法案を巡る議論においては、模範、標本としての価値が見出された美術工芸品については博物館で展示し、模倣・標本として利用することで、職芸振興・学芸振興の効果を得ようとしていた。一方で、国宝に指定される物件であっても、仏像や仏具は法要で利用することで宗教的な効果があると考えられていた。さらに、法案審議過程では見られなくなったものの、文化財の公開による観光振興とそれによる保存促進の考え方方がこの時期にすでに見られたことも注目される。

（2）史蹟名勝天然紀念物保存法にかかる議論

史蹟名勝天然紀念物保存法は、史跡・名勝・天然記念物の保護にかかる法制度である。法制定の経緯としては、まず、明治44年3月11日付で「史蹟及天然記

念物保存ニ関スル建議案」が貴族院に提出され可決された。次いで、大正8年3月8日付で、貴族院議員徳川頼倫や三宅秀、水野鍊太郎ら7名を発議者とし、69名の賛成者による議員提案として貴族院へ法案が提出され、貴族院で可決後衆議院へ送られ成立した。

発言内容を詳細に見ていくと、史蹟名勝天然紀念物保存法は古社寺保存法と異なり、条文に文化財の利用方法や効果は明示されないが、帝国議会の審議においては言及されている。全部で4件の発言が認められた。

まず、明治44年3月15日に貴族院での「史蹟及天然記念物保存ニ関スル建議」において、発議者の一人である三宅秀は、

……此處ハドウ云フ歴史上ノ関係ガアル所デアルト云フコトヲ言ヒマシテモ、之ヲ徵知スベキ所ノ天然記念物ガ依然ト存在シテ居ラナケレバ人心ニ感動ヲ与ヘルコトハ出来マスマイト思ヒマスカラ……（表1－6）

と述べている。すなわち史跡、天然記念物があると人々が知ることで、人々の心に感動を与える効果があると主張している。ただ、ここでは如何なる方法で人々が徵知するのかについては言及されていない。

また、法案の審議の過程においては、法案の提案者の一人、水野鍊太郎が、

……歴史上由緒アリ、且国家ノ精華トモ見ラルベキト所ノ幾多ノ史蹟名勝、其他各般ノ紀念物ガ存在シテ居ルノデアリマス、是等ノ史蹟、紀念物等ハ、國ノ歴史ヲ偲ビ、國家ノ精華ヲ發揚スルニ於テ最モ有力ニシテ且ツ必要ナルモノデアルト云フコトハ申スマデモナイコトデアリマス、故ニ斯ル史蹟、紀念物等ヲ永遠ニ保存スルト云フコトハ、國家思想ヲ發揚シ国民性ヲ涵養スルコトニ於テ、最モ力アルモノト考ヘルノデアリマス……（表1－8）

と述べている。ここでは、歴史上の由緒かつ国家の精華という価値を有する史蹟名勝天然紀念物を対象として保存することで国家思想の発揚や国民性の涵養という効果が得られるとしている。しかし、ここでもいかなる方法を用いて効果を得ていくのかについては議論から抜け落ちている。

〔史蹟名勝天然紀念物（歴史上の由緒・国家の精華）×

(言及なし) → 国の歴史を偲ぶ・国家の精華ヲ発揚

→ 国家思想の発揚・国民性涵養)

これに対して、内務省参事官の山縣治郎は、

……此史蹟名勝天然紀念物ヲ保存スルト云フコトハ、非常ニ広イ意味ヲ有ッテ居リマシテ、或ハ学術ノ参考ニモナリマセウシ、或ハ歴史ノ教育ニモナリマセウガ、其主タル目的ハ非常ニ広イ意味デアリマシテ、我國体ヲ維持シ国民性ヲ涵養スルト云フコトガ提案ノ理由書ニモ書イテアリマス（表1-9）

と発言し、観覧料の徵収についての質問に対しては、

……其モノ、性質ニ依リマシテ、或モノハ観覧料ヲ取ラシテ宜カラウカト思ヒマス……（表1-9）

と答弁している。これらの発言からは、学術研究や歴史教育、公開（観覧）が活用の方法として認識されていたと考えられる。

このように、史蹟名勝天然紀念物保存法案を巡る議論においては、史跡・名勝・天然記念物に対して、歴史上の由緒・国家の精華という価値を見出し、学術研究や歴史教育、公開によって、国体維持や国民性涵養の効果が得られると捉えられていたと見られる。

[史蹟名勝天然紀念物(歴史上の由緒・国家の精華) ×

学術研究・歴史教育・公開 → 国体維持・国民性涵養]

(3) 国宝保存法にかかる議論

国宝保存法案は、従前の古社寺保存法を改正する形で制定された政府提案の法案である。古社寺保存法が社寺所有の建造物及び宝物類の保護を対象としていたのに対し、国・公有、個人・法人有の物件についても保護の対象として広げるものであった。昭和4年2月14日に衆議院で審議が開始され、衆議院及び貴族院でそれぞれ一部修正のうえ可決成立した。国宝保存法をめぐる議論では、8件の発言が認められた。

国宝保存法案では、国宝（美術工芸品）の博物館への出陳義務が引き続き提案されている。まず、勝田主計文部大臣は法案の趣旨説明において、

……又国宝ヲ首ニ死蔵ヲ致スト云フコトハ、是ハ法ノセイシンデゴザイマセヌノデ、或ル期間国宝ヲ博物館或ハ美術館等ニ陳列ヲセシムルノ義務ヲ負ハセシメル……（表1-10）

と述べ、また、文部政務次官の山崎達之輔は、

……国家的ノ事柄デアリマスカラ、唯個人ガ自分一人デ鑑賞セラレルト云フ事デナク、或ハ矢張公ノ為ニ出シテ貰フト云フコトガ、必要ナル場合モアル訣デアリマスカラ……（表1-12）

と答弁しており、国宝を広く公開することがこの法律の精神であり、私有物であっても個人の鑑賞に留まらず公開することが必要な場合もあると述べている。このように、美術工芸品については、国宝に指定されたものを博物館へ出陳し、公開することが想定されている。さらに、その公開による効果について、文部省嘱託で説明員を務めた萩野伸三郎は、

……例ヘバ博物館ニ出陳スル場合ノ如キハ、補給金ヲ出陳シテ居ル寺ニ支給スルト云フ方法ヲ執リマシタナラバ、一面ニ保護ノ途モ立チマスシ、又博物館ニ出陳イタシマスレバ、公衆モ見ルコトモ出来マスカラ、社会政策ノ上カラモ、ソレガ穩當デナカラウカトスウ云フ考ヲ持ッテ居リマス……（表1-13）

と述べている。ここでは公衆が鑑賞することによる社会政策上の効果があるとともに、博物館に出陳することで補給金を得ることは保存にも役立つとしている点も興味深い。

[美術工芸品(言及なし) × 公衆の鑑賞 → 社会政策]

一方、国宝保存法が社寺所有の美術工芸品の売買等を禁止することに対し、国宝を売却することで資金を得て社寺の存続を図ることも可能ではないかという質問に対しては、山崎が次のように答弁している。

……或ル宮ヤ或ル寺ガ或ル特殊ノ国宝ニ該当スペキモノヲ持ッテ居ルト云フコトハ、其寺或ハ宮ニ取ツテハ余程ノ由緒ノアルコトニ相違ハゴザイマセヌ、従ッテ其氏子或ハ神社ニ対スル尊信ノ念ト云フモノト余程結ビ附イテ居ルモノトモ考ヘネバナリマセヌカラ、其意味カラ実ハ寺トカ、宮トカデ宝物トナルモノヲ売却スルト云フコトハ喜バシイコトナイト云フ意味カラ禁ジテアル訣デアリマス……（表1-15）

この発言は、社寺が所有する美術工芸品に対して金銭的価値を見出し、これを売買することで経済的収入を得て社寺の存続をはかるには否定的な見解を示していると考えられる。

× [美術工芸品(金錢的価値) × 売買

→ 経済的収入 → 社寺存続]

このように、国宝保存法の議論においては、美術工芸品を公開することが法律の趣旨であるとともに、公衆が鑑賞することによって社会政策上の効果をえることが期待されていた。一方で、たとえそれが社寺の存続に有効であったとしても、文化財の金錢的価値に基づき売買を行い、経済的収入を得ることについては否定されていた。

(4) 重要美術品等ノ保存ニ関スル法律にかかる議論

重要美術品等ノ保存ニ関スル法律は国宝指定候補となり得る美術品の海外流出防止を目的として制定された法律である。昭和8年に政府より提案され、可決成立了。この法律の審議過程においても、文化財の活用に関する発言がみられる。全部で8件の発言が認められた。

まず、法律の提案理由として、文部大臣鳩山一郎は、
……重要美術品等ノ保存ニ関スル法律案ハ、歴史上
又ハ美術上特ニ重要ナ価値アル物件ヲ国内ニ存置ス
ルコトハ、学術研究ノ立場カラ見マシテモ、亦国民
精神作興若クハ美的情操涵養ノ上カラ考ヘマシテモ、
洵ニ肝要ナ事柄ト申サナクテハナラナイノデアリマ
ス……（表1-18）

と述べており、美術品の中で歴史的価値、美術的価値が見出されたものを対象に、国内に存置することで、学術研究の推進、国民精神の作興、美的情操の涵養の効果が得られると述べている。

[美術品(歴史・美術) × 国内存置

→ 学術研究推進、国民精神作興、美的情操涵養]

また、外国へ美術品を輸出することは日本文化の正しい理解につながらないか、反対に日本国内に存置することで日本への観光客誘致につながらないか、という質問に対して、政府委員で文部政務次官の東郷實は、只今日本ノ美術品ノ或ル一部分ノ物ガ外国ヘ行ッテ、日本美術ノ紹介ナリ、日本ニ対スル欧米人ノ認識ヲ是正スル上ニ於テ、効果ガアルカモ知レマセヌガ、其意味ニ於テ是ガ無限制ニ日本ノ物ガ出テ行クト云フコトハ、到底忍ビ得ナイ……日本ニ置ケバ外国人ガ其研究ノ為ニ日本ヘヤッテ来ル、詰リ外人誘致ノ

一つノ方法ニナルカラ、法案ヲ設ケテ日本ノ美術品ヲ日本ニ保留シナケレバナラヌチ云フ議論ガアルトノ御話デスガ、是モツノ理由ニハナリマセウ、併シ大キナ理由トハナリマセヌ……（表1-19）

と述べており、無制限な美術品の輸出について否定するとともに、観光客誘致についても結果的にそうなったとしてもそれが法律の趣旨ではないとしている。ただし、海外における展覧会等への出品については、政府委員で文部省宗務局長の下村壽一が、

……例ヘバ欧米ニ何カ博覧会其他ノ催シガアル、其機会ニ我国ノ文化ヲ紹介シタイト云フ場合ニハ、文部大臣ハ相当貴重ナ物デモ一時外国ニ出スコトヲ許可セラレルト云フコトニナルト思フ…（表1-23）
と答弁しており、是認している。

[美術品(日本文化) × 海外展示 → 日本文化の紹介]

さらに、新聞報道ではこの法律によって日本人同士間においても美術品を売買も譲渡もできないと解されているのはなぜかという問い合わせに対し、下村は

アレハ全ク此法案ノ誤解ニ出ヅル記事デアルト、思ヒマシテ、私共今朝アレヲ読ミマシテ、意外ナコトニ考ヘテ居リマス（表1-23）

と答弁しており、国宝保存法で見られた議論とは異なり、国内で美術品の金錢的価値に基づき売買を行って経済的収入を得ることは是認している。

[美術品(金錢的価値) × 売買 → 金錢収入]

また、小学校教育の段階から日本美術の特長を教えていくべきではないか、という質問に対して東郷は、
……日本ノ美術ト云フモノガ、日本民族獨得ノ一ツノ誇リヲ有ッテ居ル、此点ニ斯ウ云フ特色ガアルト云フヤウナコトヲ、国民一般ニ徹底的ニ認識サセ、理解サセルト云フコトハ、教育ノ上ニ於テモ極メテ重要ナコト、存ジマス……（表1-19）

と答弁しており、文化財に民族の誇りという価値を見出し、学校教育において日本美術の独自性を理解させるべきであるとの認識を示している。

[美術品(民族の誇り) × 教育 → 国民の認識・理解]

以上のように、重要美術品等ノ保存ニ関スル法律に関する議論においては、美術品に対して歴史上、美術上重要という価値を見出し、国内に存置するという方

法により、美術学術研究の推進、国民精神の涵養の効果を期待していた。また、美術品を日本文化の象徴物としてみなし、これを海外で展示することで日本を紹介する効果を得ることも想定していた。さらに、美術品に民族の誇りという価値を見出し、教育に利用することで、国民が日本美術の独自性を認識・理解する効果を期待していた。一方で、国宝保存法とは異なり、美術品を金銭的価値に基づき売買し、経済的収入を得ることを是認していた。

(5) 終戦直後の文化財活用にかかる議論

第二次世界大戦後、文化財保護法案の議論開始までの間にも文化財の活用に関する議論がみられる。この時期の発言としては7件が認められた。

まず、福田繁芳による重要美術品の保存に関する緊急質問に対し、文部大臣の森戸辰夫は重要美術品等の海外流出を防ぐべきであるという趣旨の回答の中で、

……敗戦の日本は文化国家を目指しておるのであります、この文化国家を立てるには、わけてもうるわしい自然と、うるわしい芸術とをもたなければならぬのであります。……できるだけ日本のりつばな芸術品が、日本の中にあつて、日本の自然の中に、日本のつくられた環境の中に、日本人とともに外国人から来られる観光客にも十分に理解されるような状態をつくりたい……（表1-27）

と答弁しており、美術品を日本国内で鑑賞することで、日本人と外国人の日本理解の効果が得られ、結果文化国家建設に資すると考えていることが理解できる。

また、三島通陽が観光振興について、国宝等を外国人等にどのように紹介したらいいかと文部省に対して質問したところ、文部省社会教育局文化課の兵藤清は、
……現在におきましては国宝と言うと、なんだか非常にこわい物のように感ぜられ、特別なもののように考えられておりまして、国民に親しみというものがない状態であります。今後は我々の文化財であるという、そういう観念を国民一般に持たせるよう、所有者に対しても単にそれを死蔵しておるだけでなく、一般に公開して国民に親しませる。それと共に所有者に対しては、何らかの特権を与えてやるという方向に進めて行きたい……（表1-28）

と答弁しており、外国人に紹介する以前に、日本国民に対して公開することで、日本国民が国宝に親しみを感じるとしている。

〔国宝(言及なし) × 公開 → 親しみ

→ 外国人への紹介〕

一方で、国宝に指定された住宅の建造物をそのまま住宅として利用することについての是非を問われた際に文部省社会教育局長の柴沼直は、

本来居住に使つておりますままで指定いたします際には、やはりこういう際でもありますので、本来の使用を制限することは非常に困難なのでございます。従つて指定するときに、謂わば条件ではないのでありますするが、我々の方と所有者と話合いで、或る程度これを使つて行くことを認めながら指定をするというようなことを認めざるを得ない実情に相成つておるのでございます。ちょうど先程團委員からお話をありましたお寺で国宝の建物の中で、お燈明をあげ或は蠟燭をあげてお祭りをする。或いは松明をつけてお祭りをするというふうなことを認めざるを得ないのと同じような関係……（表1-30）

と答弁しており、基本的に住宅であれ、寺院であれ、居住する、祭祀するといった本来の役割に則した利用は望ましくないと考えながらも容認せざるを得ないという姿勢を示している。

△ 〔住宅・寺院(本来の役割) × 居住・祭祀

→ 本来の機能〕

さらに、昭和23年にも国宝や重要美術品を国民が鑑賞して得られる効果について、文部大臣森戸辰男の発言が見られる。

……私共は十分国宝並びに重要美術品が我が国土に留まって、国民がこれを十分に鑑賞できて、我が国の文化水準が上るように努力いたしたいと存じております……（表1-31）

この発言からは国宝・重要美術品を国民が鑑賞することによって、文化水準が向上する効果を期待していることが理解される。

〔国宝・重要美術品(言及なし) × 鑑賞

→ 文化水準の向上〕

これとは別に、伊能忠敬の記念館に関する文部事務

官小林行雄の発言も興味深い。

……史蹟あるいは国宝建造物というようなものの活用方法、利用方法として、これに関連するいろいろな資料をできるだけ収集して、その附近にいわば小さい博物館のようなものをこしらえるということは、顕彰的な意味で理想的ではないかと思つております。
……（表1-32）

ここで小林は、関係資料を収藏した小さな博物館を不動産の文化財の近隣に設置することで、顕彰の効果が得られると述べている。これは、史蹟や建造物を直接利用するのではなく、その付近に博物館を建設するもので、ガイダンス施設を史蹟等の近傍に設置する今日の「整備」に通ずるものである。なお、史蹟や国宝など文化財を指し示す語が「活用」という語と合わせて用いられた事例としてはこれが初見である。

[史蹟・国宝建造物(言及無し) ×

資料収集・博物館建設 → 顕彰]

なお、運輸省が文化財をどのようにとらえていたかを示す運輸事務官加賀山之雄の発言も掲げておく。

……たとえば国立公園でございますとか、道路でありますとか、その他天然記念物、史跡、そういうものが一体になって整備される、整備してそれがほんとうにうまくつながり合うということが一番必要であります……つまり観光資源の維持保存、その開発はもとより大事でございますが……（表1-26）

運輸省は、天然記念物や史跡を整備することで、観光資源の維持の効果が得られるという認識を示している。

運輸省〔天然記念物、史跡(観光対象) × 整備

→ 観光資源維持〕

以上のように、戦後文化国家建設が新たな国家目標となる中で、文化財の活用については、文化財を公開（鑑賞）することで国民の文化水準が向上すること、さらに、国民が文化財に親しみ、外国人の日本理解につながることが期待されていた。また、史跡や国宝建造物など不動産の文化財の周辺に博物館を建設することで、顕彰の効果が得られると考えられていた。一方で住宅や寺院等に本来の役割という価値は見出してもおらず、本来の役割に即した使用は容認しながらも必

ずしも望ましいことはされていなかった。なお、運輸省は天然記念物や史跡を観光対象とみなし、整備することで観光資源維持の効果が得られると考えていた。

(6) 文化財保護法にかかる議論

文化財保護法は日本の文化財保護に関する法令の中で初めて「活用」という語を条文中に採用した法律である。その制定は国宝保存法の改正の議論から開始し、参議院議員提案の議員立法によって成立したため、国会議事録にも膨大な議論の記録が記されている。その中から文化財の活用に関する議論を見ていく。この時期の発言としては、21件が認められた。

まず、常任委員会専門員の竹内敏夫による、法案における政府の所掌事務の説明の中で、文化財の活用に関する内容が見られる。

……単に保存だけではなくして、更にその利用、即ち公開とかそれから公けに演ずるとかいつたふうな、文化的な国民的教養の向上のための利用的な措置もその所掌事務の中に入れて行きたいというふうに考えておるわけであります。……その保護を加えた無形の文化財に対しては、これを公けに公開することの機会を与えることによつて、日本の国民の文化的な向上を図つて行きたい……現行国宝保存法の出陳、博物館等に出陳するというような公開義務をもう少し広げまして、博物館に持つて来ないでも一定の場所において、自分の持つておる場所、仏像のある場所といったようなところで、一定の期間それを公開することによつて、国民の文化的な教養を高めて行きたいといったような点から公開の義務を規定する……（表1-35）²⁰⁾

この発言からは、国宝（美術工芸品）については博物館への出陳やその他の場所における公開を行い、無形の文化財については、公演を行うことで、国民の文化的教養の向上の効果を得るとしている。

[美術工芸品(言及なし) × 公開

→ 国民の文化的教養の向上〕

[無形の文化財(言及なし) × 公演

→ 国民の文化的教養の向上〕

また、参議院文部委員会で文化財保護法案起草者の一人として発言した鈴木憲一は、

……文化財を単に保護するだけでなく、必要に応じて公開することによって国民の文化的教養の向上を図ろうという点にあるのであります。……第一がこの法律の目的であります。「国民の間に存する文化的遺産を保存し、且つ、必要に応じ公開することによつて、文化国家の建設に寄与し、あわせて世界文化の進行に貢献することを目的」としたのであります。……第五点といたしましては、国民の文化的教養の向上のために、貴重な国宝、重要文化財について、所有権を侵害しない範囲内で、新たに公開を勧告し得る制度を設けた点であります。……（表1－39）

とのべて、文化財の公開によって得られる効果を国民の文化的教養の向上にあるとするとともに、文化国家建設への寄与、さらに世界文化の進行への貢献もあげている。文化財活用の効果として世界文化への貢献が掲げられたのはこれが初めてである。

[文化財(言及なし) × 公開 → 国民の文化的教養の向上 → 文化国家建設 → 世界文化の進行に貢献]

また、同じく文化財保護法案起草者の一人として発言した梅津錦一は、

……この文化財が多くは温存されている、非公開のまま温められている、而もそのために重要な国宝であるということは分つてゐるけれども、その国宝の内容を分つておらない、見た者もないと、こういうようなところが、その重要文化財の非公開のものを公開して広く国民の生活の中に滲透させて行く、言い換えれば、こうした文化財を生活して行くというところに狙いがあつた……（表1－40）

と発言しており、その中で、重要文化財を公開することで、国民に普及させていく効果が得られる主旨の発言をしている。

[重要文化財(言及なし) × 公開 → 普及]

さらに同じく文化財保護法案起草者の一人として発言した松野喜内は、

……国宝が国宝のみでなく文化財に広まり、保存のみでなくこれが利用方面のことにも進展いたし、宝の持ち腐れであつちやならない、即ち文化財をば文化のために文教の普及のために活かして活用せねば

ならん、こういう議が段々委員会の方において度重ねて論議されたことを思い出す次第であります。これは特に我々は文部委員といたしまして、文教の普及刷新に鑑み、我々の持つたる文化財をより有効に教育上に活用したい点があつた……（表1－41）

と述べており、活用により文化・文教の刷新の効果や教育上の効果があるとしている点に注目される。

[文化財(言及なし) × (言及なし)]

→ 文化文教の普及刷新、教育上の効果]

第5回国会参議院文部委員会で議論され昭和24年5月に可決された内容は、ただちに法律としては成立しなかった。文化財保護法が成立するまでにはさらに1年の時間を要したのである。しかし、これらの議論では、文化財活用の効果として、国民の文化的教養の向上、文化国家建設および世界文化の進行に貢献、文教の刷新の効果があるとする見解がまとめられたことは注意を要する。

昭和25年に入り、文化財保護法の議論が成立の最終段階を迎える中でも活用の議論がみられる。参議院本会議で報告を行った文部委員長の山本勇造は、

……そこでこれらの尊い文化財を保存するためには、政府も所有者も一般国民も一致協力をいたしましてこの保護に当り、その活用を図り以て我が国民文化を保持すると共に、進んで新しい文化の向上を図るように努めなければなりません……一方では文化財を持つている所有者に対し、これらの財宝は単に個人的な所有物であるという観念を取扱つて貰い、これは貴重なる国民的な遺産であるということをはつきりと認識させ、公共の立場からこれが保存管理の責任と公開の義務を負わせることにいたしたのであります……（表1－52）

と述べている。この発言からは、文化財に国民的遺産をという価値を見出し、これを公開することで、国民文化の保持と新しい文化の向上の効果を得られると考えていると思われる。

[文化財(国民的遺産) × 公開]

→ 国民文化の保持、新しい文化の向上]

以上のように、文化財保護法の審議過程においても、文化財の活用の捉え方が議論されていたことが明らか

となった。まず、文化財に対しては国民的遺産という価値が見出されていた。このことに基づき、公開が図られ、無形文化財にも援用して公演が追加されたものと見られる。一方、活用の効果については、国民の文化的教養の向上から文化国家建設、世界文化への貢献と進み、国民への普及、さらに文化・文教の普及刷新と教育上の効果にまで議論が及んでいる。結果的に、法律本文に盛り込まれた効果は、「国民の文化的向上に資する」とこと「世界文化の進歩に貢献」することであったが、国民への普及、教育の効果も想定されていたことは注目される。

3 まとめと考察

(1) 文化財活用の変遷

以上、日本における文化財の活用について帝国議会および国会の議論を整理した。

まず、古社寺保存法をめぐる議論においては、模範、標本としての価値が見出された美術工芸品を博物館で展示し、模倣し、標本として利用することで、職芸振興・学芸振興の効果を得ようとしていた。一方で、国宝に指定される物件であっても、仏像や仏具は法要で利用することで宗教的な効果があると考えられ、配慮されていた。さらに、公開による観光振興とそれによる保存促進の考え方方がこの時期にすでに見られた。

史蹟名勝天然紀念物保存法案をめぐる議論においては、歴史上の由緒・国家の精華の価値を見出し、学術研究や歴史教育、公開によって、国体維持や国民性涵養の効果が得られると考えられていた。

国宝保存法をめぐる議論においては、美術工芸品を公開することが法律の趣旨とされ、公衆の鑑賞によって社会政策上の効果を得ることが期待されていた。一方で、たとえそれが社寺の存続に有効であったとしても、文化財の金銭的価値に基づき売買を行って経済的収入を得ることについては、否定されていた。

重要美術品等ノ保存ニ関スル法律に関する議論においては、美術品に対して歴史上・美術上重要という価値を見出し、国内存置の方法で、美術学術研究の推進、国民精神の涵養の効果を期待していた。また、日本文

化を示す物とみなし、海外で展示することで日本を紹介する効果を得ることも想定していた。さらに、民族の誇りとみなし、教育に利用することで、国民が日本美術の独自性を認識・理解する効果を得ることを期待していた。一方で、法律の目的が文化財の海外流出防止であったことから、国宝保存法とは異なり、美術品を金銭的価値に基づき国内で売買し、経済的収入を得ることを是認していた。

第二次世界大戦直後においては、文化財を公開することで国民の文化水準が向上することや、国民が文化財に親しみ、外国人の日本文化理解につながることが期待されていた。また、不動産の文化財周辺に博物館を建設することで顕彰の効果が得られると考えていた。一方で住宅や寺院等を本来の役割に基づいて使用することは、容認されながらも必ずしも望ましいこととはされていなかった。なお、運輸省は、天然記念物や史跡を観光対象とみなし、整備することで観光資源維持の効果が得られると考えていた。

さらに、文化財保護法をめぐる議論においては、文化財に対しては国民的遺産という価値を見出し、これに基づいて公開や公演という方法によって、国民の文化的教養の向上、文化国家建設、世界文化への貢献、国民への普及、文化・文教の普及刷新と教育上の効果が期待されていた。

文化財保護法における「活用」の概念は以上の変遷を経て成立し、文化財保護法に記載されたことが明らかになった。

(2) 文化財保護法下における文化財活用との関係

文化財保護法成立以降、社会状況の変化に伴って、対象となる文化財が次第に拡大し、そこに見出す価値、方法、期待する効果がそれぞれ変化していく中で、「活用」に対する認識もまた次第に変化していく。その詳細は別稿に譲るとしても、文化財保護法成立期までに見られた「活用」がその後どのように変化していくのかについて最後に簡単に述べておきたいと思う。

まず、①歴史的価値を見出し、これを資料として研究することで歴史を解明する効果を得ることと、②芸術的価値を見出し、これを源泉として創作活動を行うこと及び鑑賞により美的情操を涵養する効果を得ること

とは、戦前から今日に至るまで一貫して行われている文化財の活用であると言える。

また、普及・教育に注目すれば、史蹟名勝天然紀念物保存法段階においては、歴史の由緒や国家の精華という価値を見出した文化財に対し、歴史教育で用いることによって国体維持や国民性涵養の効果が得られるとしていた。重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の段階でも美術品を民族の誇りとみなし、教育で用いることで普及の効果を得ようとしていた。文化財保護法の段階になって、文化財を国民的遺産として公開することで、国民への普及、教育の効果が得られると考えられていた。普及・教育は方法とも効果とも取ることができるが、今においても文化財の価値を伝える講演会や、文化財と学校教育との連携は広く日本各地で行われており、今日まで存続する活用であると言える。

さらに、文化財を本来の役割に則して利用し、本来の機能を充足する効果を得る活用に着目すれば、古社寺保存法段階では、仏像や仏具に対して宗教的価値を見出し、本来の役割に基づいて使用することによって宗教的な効果を得ることに配慮していた。しかし、戦後すぐの議論では住宅や寺院に本来の役割に則して利用し本来の機能を充足することは容認しても望ましくないという態度へ変化していた。このとき、政府は本来の役割という価値を見出していくなかったと思われる。この考え方は、文化財保護法のもと昭和50年に伝統的建造物群保存地区の制度が創設されたことを契機に変化し、本来の用途に即して住み続けることが活用であるという考え方方が登場して今日へ至っている。

一方で、公開という方法によって得られる効果に着目すれば、古社寺保存法段階では国力発達の効果を、史蹟名勝天然紀念物保存法段階では国体維持や国民性涵養の効果を得ようとしていた。しかし文化財保護法段階では、国民の文化的教養の向上、文化国家建設、世界文化への貢献、普及、教育の効果を得ることに変化していた。今においては、地域活性化や観光振興の効果を期待することへさらに変化している。

最後に観光振興の効果についてみれば、古社寺保存法制定前の段階で、文化財を公開することで観光振興の効果が得られ、そこから得られる経済収入によって

古社寺保存が促進されるという循環が想定されていた。しかし、この議論はその後には続かず、古社寺保存法にも反映されなかった。第二次世界大戦後、運輸省が文化財を観光対象とみなし、整備することで観光資源維持の効果があるという考えを示していたが、文化財保護法制定をめぐる議論では文化財を観光対象とする考え方を見られなかった。文化庁が文化財を観光資源とみなし、何らかの方法で経済的な効果を得ること明確化したのは平成以降のことである。

これまで、文化財活用によって得られる効果は、文化財の保存を推進する根拠とされてきたと言える。しかし、文化財活用に期待される効果は、国家のその時々の課題により変遷を重ねてきたことも明らかであって、今日、活用に期待される効果が真に適切か否かについては、別に検証が必要とも考えられる。

今後、文化財活用について論じていくにあたっては、文化財が次世代へ継承すべきものであるという性質を踏まえ、活用の4要素（対象・価値・方法・効果）を1つの手掛かりに、議論を深化させていく必要がある。

【註】

- 1) 文化庁ホームページ https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/bunkazai_hasshin_katsuyo.html、2022.5.7参照。
- 2) 文化庁ホームページ https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/nihon_isan/、2022.5.7参照。
- 3) 文化庁文化財部伝統文化課 平成28年4月26日付「文化財活用・理解促進戦略プログラム」。
- 4) 平成29年5月19日付け29府財98号文部科学大臣より文化審議会あて 諮問理由。
- 5) 令和2年法律第18号。
- 6) 嶋谷康文 2002「文化財保護の新展開」『月刊文化財』469号、pp.39-45
- 7) 斎藤英俊 2010「伝統的建造物群保存地区—歴史と文化のまちづくりを担う人たちとともに三五年—」『月刊文化財』559号、pp.4-7
- 8) 梅津章子 2010「文化財の総合的把握と文化財を活かしたまちづくり」『月刊文化財』565号、pp.28-30
- 9) デービッドアトキンソン 2015「「文化財」こそが観光ビジネスの切り札だ」『新潮45』(7) 399、pp.120-124
- 10) 和泉大樹 2016「埋蔵文化財（遺跡）活用の目的と実施事業—その研究視点について—」『阪南論集人文自然科学編』52(1)、pp.75-86
- 11) 和泉大樹 2017「史跡の活用と博物館—史跡・遺跡の観光資源化への序論—」『阪南論集人文自然科学編』52(2)、pp.45-54
- 12) 松田陽 2020「「文化財の活用」の曖昧さと柔軟さ」『文化財の活用

- とは何か』、pp.115-125
- 13) 小林紀由 2015 「宗教的・文化的ヘリテージの観光財化をめぐつて」『総合社会科学研究』3(7)、pp.15-26
- 14) 後藤尚紀・中川秀幸 2016 「文化遺産観光研究プロジェクト報告 地方文化財を活かした観光づくり「横手のかまくら」を事例に」『国際教養大学アジア地域研究連携機構研究紀要』(3)、pp.51-61
- 15) 伊藤文彦・伊藤弘・武正憲 2019 「巡礼体験との関係からみた文化遺産「熊野参詣道伊勢路」の推奨される観光に関する研究』『ランドスケープ研究』82(5)、pp.583-588
- 16) 伊藤弘 2019 「世界遺産を活かす観光地整備」『月刊考古学ジャーナル』No.726、pp.35-37
- 17) 伊藤文彦 2021 「熊野参詣道伊勢路における「活用事業」の実態からみた文化遺産の保存に資する活用方法』『ランドスケープ研究』84(5)、pp.547-552
- 18) 前掲註12。
- 19) 文化庁は前掲註2の中で、「文化財保護法の制定当初（昭和25年）では「活用」は①『公開による活用』を中心に想定（後略）」と指摘する。
- 20) 公開の義務については、国庫補助を受けた場合に限って公開の義務を与える、公開費用は国庫負担とする、所有者による公開を可能とするなどその後議論が進展する。

【史料出典】

史料はいざれも官報や議事録によるが全て下記に掲載されているものである。なお、発言者・発言日等は表1に明記し、旧字体は適宜常用漢字に改めた。

帝国議会会議録検索システム <https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/>

国会議事録検索システム <https://kokkai.ndl.go.jp/>

Abstract: There has been much discussion about cultural property utilisation in recent years, but academic studies have not always been sufficient. Therefore, this paper considers ‘utilisation’ from the four elements of (1) target cultural property, (2) value found, (3) method and (4) effect, and aims to clarify how ‘utilisation’ has changed from the parliamentary debate on cultural property from the Meiji era to the period when they discussed the Law for the Protection of Cultural Properties. As a result, the utilisation method was a mainly public exhibition. However, the expected effects changed from the development of national power and the cultivation of national character to the building of a cultural state. Today’s utilisation is expected to promote tourism, and it means national issues influence the expected effects. Therefore it is necessary to deepen research on the cultural properties utilisation from the four elements, based on the understanding that next-generation must inherit the cultural heritage.